

「徳島県マンション管理適正化推進計画（案）」について

1. 経緯

- 近年、全国の都市部を中心に「高経年の分譲マンション」が増加しており、適切な修繕がなされないと、周辺の住環境に悪影響を及ぼすおそれがある。
- こうした中、国において「マンションの管理の適正化の推進に関する法律」の改正が行われ、都道府県又は市による「マンション管理適正化推進計画」の作成等の制度が創設された。（令和4年4月施行）
- 本県においても、今後は高経年マンションの増加が見込まれ、周辺の住環境に悪影響を及ぼすおそれがあることから、「徳島県マンション管理適正化推進計画」を策定し、県内町村域のマンションの管理適正化を促進する。

2. 徳島県マンション管理適正化推進計画（案）の概要

【対象地域】 県内の町村域（市域は市が作成主体）

【対象建築物】 分譲マンション

【計画期間】 令和5年度から令和12年度まで

【町村域に立地するマンション数】

松茂町、北島町、藍住町の3町で、合計「7棟 282戸」が立地

（参考）全県のマンション数：194棟 10,659戸

【課題】 適切な維持修繕に必要な「長期修繕計画」を作成している管理組合が少ない。

【目標】 全てのマンションで「長期修繕計画」が作成される

【施策】 ・マンションの管理状況に応じた助言、指導及び勧告の実施

・県マンション管理士会や住宅金融支援機構等と連携した支援の実施

（マンション管理士による相談、長期修繕計画の作成支援 等） 等

3. 今後のスケジュール（予定）

令和5年3月：パブリックコメントの実施（～4月）

6月：策定・公表